

大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金実施要領 新旧対照表

改正後	改正前	変更理由
<p style="text-align: center;">大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金実施要領</p> <p>(目的) 第1条 略</p> <p>(要綱第4条に定める補助金の交付申請) 第2条 略 削除</p> <p>第3条 略 <u>2 規則第6条第1項第1号の規定による教育長の定める軽微な変更とは、補助対象経費の減額を伴う事業内容の変更とする。</u></p> <p>第4条～第6条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略 附 則</p> <p><u>この要領は、令和4年6月20日から施行し、令和4年度の事業から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金実施要領</p> <p>(目的) 第1条 略</p> <p>(要綱第4条に定める補助金の交付申請) 第2条 略 2 令和3年度の交付申請書の提出期日は、7月26日までとする。 3 令和2年度の対象生徒及びその減免対象期間のうち、以下については令和3年度に交付申請を行うこと。 (1)令和3年3月4日以降に採用された対象生徒 (2)所得判定中(支援区分未決定)等により、認定保留中であつた減免対象期間のうち、令和3年3月4日以降に適用が確定した月 (3)その他教育長が適当と認めるもの</p> <p>第3条 略 (追加)</p> <p>第4条～第6条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略 附 則</p> <p>この要領は、令和3年6月21日から施行し、令和3年度の事業から適用する。 (追加)</p>	<p>交付申請に係る通知で記載するため削除</p> <p>軽微な変更の明文化</p> <p>改正に伴う附則の追加</p>

(様式 1-2)

要件確認申立書

大阪府教育長 様

当設置者は、大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申立事項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	（設置者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該設置者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以	はい・いいえ

(様式 1-2)

要件確認申立書

大阪府教育長 様

当設置者は、大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申立事項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	（設置者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該設置者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以	はい・いいえ

大阪府補助金交付規則の施行についての改正に伴う改正

	下「営業所等」という。)の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上設置者の経営に参加していると認められる者	
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
9	規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい・いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・いいえ

※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。

年 月 日

設置者所在地
設置者名
代表者名

	下「営業所等」という。)の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上設置者の経営に参加していると認められる者	
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
9	規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい・いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・いいえ

※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。

年 月 日

設置者所在地
設置者名
代表者名

(様式 1-3)

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。
なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

役職区分	役員等氏名				生年月日				性別	住所
	カナ		漢字		元号	年	月	日		
	姓	名	姓	名						
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

※役員数に応じ、適宜、行を追加すること。
※2枚以上にまたがる場合は、割印をすること。
※役員の変更による報告の場合は、変更した者のみにつき記載すること。
※役職区分の欄には、設置者が法人の場合は「役員」又は「監事」のいずれかを記載すること。
※生年月日の元号は、明治は「M」、大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」と記載すること。

年 月 日

設置者所在地
設置者名
代表者名

(様式 1-3)

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。
なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

役職区分	役員等氏名				生年月日				性別	住所
	カナ		漢字		元号	年	月	日		
	姓	名	姓	名						
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

※役員数に応じ、適宜、行を追加すること。
※2枚以上にまたがる場合は、割印をすること。
※役員の変更による報告の場合は、変更した者のみにつき記載すること。
※役職区分の欄には、設置者が法人の場合は「役員」又は「監事」のいずれかを記載すること。
※生年月日の元号は、明治は「M」、大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」と記載すること。

年 月 日

設置者所在地
設置者名
代表者名

大阪府補助金交付規則の施行についての改正に伴う改正